

第4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

(ア) 妊娠の届出により、妊娠婦や乳幼児を的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行う。

(イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊娠婦

エ 対応者

地域保健課職員（保健師）、こども支援課職員、助産師、専任保健師、支所職員

オ 内容

妊娠の届出をした者に対してアンケートを実施し、必要な情報提供を行い、母子健康手帳を交付。

カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

区分 年度	妊娠届出数	届出時の妊娠週数					
		11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	分娩後	不詳
R 3	743	688	43	6	2	3	1
R 2	814	765	43	4	2	0	0
対比	-71	-77	0	2	0	3	1

(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

区分 年度	本庁舎 こども 支援課	支所					健康福祉 センター
		東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	
R 3	434	1	2	1	5	3	297
R 2	438	3	4	4	18	8	339
対比	-4	-2	-2	-3	-13	-5	-42

(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区分 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加	合計
R 3	743	17	10	770
R 2	814	10	11	835
対比	-71	7	-1	-65

キ 事業の経過

平成4年度 事務移譲により、交付主体が県から市町村に変更（母子保健法の一部改正）

平成29年度 本庁舎の交付担当課が市民課からこども支援課（いるティーキッズとよおか）へ変更

令和元年度 いるティーキッズふじさわの窓口業務に専任の助産師・保健師を配置（月曜日、水曜日（午後）、金曜日（午後）、土曜日のみ）

ク まとめ

子育て世代包括支援センターの開設に伴い、支所への妊娠届出の割合が減少している。

2 早期不妊検査及び不育症検査・早期不妊治療費助成事業

(1) 早期不妊検査及び不育症検査費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊検査及び不育症検査に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

埼玉県早期不妊検査費（こうのとり健診推進事業）不育症検査費助成事業実施要綱

入間市早期不妊検査及び不育症検査費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が43歳未満の子どもを望む法律上の婚姻をしている夫婦

エ 対応者

指定医療機関、埼玉県不妊検査及び不育症検査助成対象医療機関

オ 内容

指定医療機関等において、夫婦がともに（不育症については、夫婦がともにまたは妻のみ）受けた検査に対し、上限2万円の範囲内で助成

カ 実績

単位：人

区分 年度	早期不妊検査費助成件数	不育症検査費助成件数
R 3	4 9	4
R 2	4 4	5
対比	5	- 1

キ 事業の経過

平成29年度 早期不妊検査費事業開始。

平成30年度 不育症検査事業開始。

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に伴う経済的な負担の軽減を図り、不妊症に悩む夫婦が検査を実施できる環境整備に努めた。

平成30年度から不育症検査費助成事業を開始した。

(2) 早期不妊治療費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊治療に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

埼玉県早期不妊治療費助成事業実施要綱

入間市早期不妊治療費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が35歳未満の子どもを望む、法律上の婚姻をしている夫婦

エ 対応者

指定医療機関

オ 内容

埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成の対象となった治療に対し、上限10万円の範囲で助成

カ 実績

単位：人

区分 年度	不妊治療費助成件数
R 3	1 7
R 2	1 5
対比	2

キ 事業の経過

平成29年度 事業開始

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減を図り、不妊症に悩む夫婦が治療を実施し妊娠を望める環境整備に努めた。

3 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

ア 目的

妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を図る。また、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

子ども・子育て支援法

埼玉県市町村妊婦健康診査標準実施要領

入間市妊婦健康診査実施要綱

埼玉県市町村新生児聴覚スクリーニング検査標準実施要領

入間市新生児聴覚スクリーニング検査実施要綱

ウ 対象

妊婦および新生児

エ 対応者

契約医療機関等 ((一社) 埼玉県医師会・(一社) 埼玉県助産師会・1都6県内の契約医療機関等) へ委託し対応

オ 内容

(ア) 妊婦健康診査 (14回)

問診及び診察、検査計測 (血压・体重測定・尿化学検査等)、保健指導、超音波検査 (3、6、10、12回目に実施)

(イ) H I V抗体検査

(ウ) 子宮頸がん検診 (細胞診)

(エ) H T L V-1抗体検査

(オ) 性器クラミジア検査

(カ) 新生児聴覚スクリーニング検査

※健診内容の実施時期・回数については、実施要領による。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分	年度		対比
	R 3	R 2	
妊婦健康診査	1回目	721	790
	2回目	711	784
	3回目	690	730
	4回目	702	766
	5回目	715	742
	6回目	733	726
	7回目	718	743
	8回目	702	709
	9回目	671	646
	10回目	700	704
	11回目	610	567
	12回目	671	644
	13回目	525	490
	14回目	309	303
HIV 抗体検査		719	789
子宮頸がん検診		704	771
HTLV-1 抗体検査		702	790
性器クラミジア検査		723	783
新生児聴覚スクリーニング検査		692	—

キ 事業の経過

平成9年度 事務移譲により実施主体が県から市町村に変更

令和元年度 ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査を追加

令和3年度 新生児に対する新生児聴覚スクリーニング検査を開始

ク まとめ

令和3年度より新生児聴覚スクリーニング検査が追加され、聴覚障害を早期に発見できる環境整備に努めた。

(2) 3～4か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助及び保護者の育児不安の軽減や精神の安定を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

3～4か月児

エ　対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ　内容

年17回　1回につき約47人を対象に実施

問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、個別相談

カ　実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 3	802	773	96.38
R 2	851	818	96.12
対比	-49	-45	0.26

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					精密健康診査受診児数	事後指導児数
	異常なし	要経過観察児数	要精密健康診査児数	要治療児数	健康診査前からの治療継続児の数		
R 3	589	52	41	91	79	41	44
R 2	639	61	35	83	74	29	48
対比	-50	-9	6	8	5	12	-4

キ　事業の経過

平成15年度　　心理相談員を配置

令和元年度　　感染拡大防止のため1回中止

令和2年度　　感染拡大防止のため事業実施時期を変更

ク　まとめ

集団指導を実施できないため、資料を配布し、受付の待ち時間に動画の放映を行うことで、知識の普及を行うことができた。また食育教室の申込受付を行い、同事業の周知及び参加促進を図っている。

(3) 1歳6か月児健康診査

ア　目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

1歳6か月児～1歳7か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約51人を対象に実施

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 3	880	850	96.59
R 2	958	916	95.61
対比	-78	-66	0.98

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果			注意すべき児のうち次に該当する児					精密 健康診査 受診児数 (紹介状 を含む)	事後 指導		
	異常なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康 診査 (紹介状 を含む)	要治療					
		身体面	精神面	身体・精神 両面								
R 3	576	60	188	26	239	10	25	19	3	73		
R 2	678	94	126	18	189	8	41	25	7	80		
対比	-102	-34	62	8	50	2	-16	-6	-4	-7		

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況							
	未処置 歯	処置歯	むし歯のない児				むし歯のある児				
			O ₁ 型	O ₂ 型	不詳	A型	B型	C型	不詳		
R 3	2 8	2 4	4	7 2 3	1 2 4	0	3	0	0	0	
R 2	1 3	1 3	0	7 0 6	2 0 5	0	4	1	0	0	
対比	1 5	1 1	4	1 7	- 8 1	0	- 1	- 1	0	0	

※O₁型：むし歯がない O₂型：むし歯はないがハイリスク A型：上の前歯か、奥歯にむし歯あり

B型：上の前歯と、奥歯にむし歯あり C型：下の前歯とその他の歯にむし歯あり

キ 事業の経過

平成15年度 心理相談員を2人に増員

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため事業実施時期を変更

ク まとめ

精神発達の経過観察とともに麻しん風しん第1期の未接種者へはチラシを渡し接種勧奨等を実施している。

(4) 3歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約57人を対象に実施。

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 3	973	935	96.09
R 2	1097	1063	96.90
対比	-124	-128	-0.81

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					注意すべき児のうち次に該当する児					精密健康 診査受診 児数 (紹介状 を含む)	事後 指導	
	異常 なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康診査 (紹介状を 含む)	要治療児数		健康診査前 からの治療 継続児の数				
		身体面	精神面	身体・精神 両面			66	67	24	52	67		
R 3	418	462	12	43	384	66	67	24	52	67			
R 2	476	550	9	28	483	14	90	32	12	70			
対比	-58	-88	3	15	-99	52	-23	-8	40	-3			

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数 (本)			歯の状況							A型	B型	C1型	C2型	不詳
	未処置歯	処置歯	O型	むし歯のある児					58	16	0	1	0		
				860	58	16	0	1							
R 3	249	189	60	860	58	16	0	1	0	1	0				
R 2	372	329	43	961	71	24	2	5	2	5	0				
対比	-123	-140	17	-101	-13	-8	-2	-4	-8	-2	0				

キ 事業の経過

平成30年度 実施回数を「18回」から「17回」に変更

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため事業実施時期を変更

令和3年度 スポットビジョンスクリーナーを導入

ク まとめ

令和3年度から屈折異常および眼位異常の発見のためのスポットビジョンスクリーナーを導入し、異常の早期発見、医療機関受診へと繋げた。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3～4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた乳幼児について、精密健康診査を行い、乳幼児の健全な育成を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

入間市乳幼児精密健康診査実施要領

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた乳幼児

エ 対応者

契約医療機関

オ 内容

契約医療機関において受診（精密健康診査受診票の交付日から1か月以内）

カ 実績

精密健康診査受診票の発行数と受診状況

単位：人

区分 年度	3～4か月		1歳6か月		3歳	
	発行数	受診数	発行数	受診数	発行数	受診数
R 3	42	40	2	2	59	62
R 2	29	29	1	1	10	9
対比	13	11	1	1	49	53

キ 事業の経過

平成9年4月1日 入間市幼児精密健康診査実施要領を施行

平成24年9月1日 入間市乳幼児精密健康診査実施要領を施行

ク まとめ

令和3年度から3歳児健診にてスポットビジョンスクリーナーを導入したことにより、精密健康診査受診票の発行数が増加した。

精密健康診査の受診状況の把握に努め、支援が必要な児に対しては継続して支援を行っていく。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等の状況を把握し、児童虐待の未然防止と乳幼児健康診査受診率の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

児童虐待防止法

平成24年11月30日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、受診勧奨をしても連絡がなく状況が把握できない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、家庭児童相談員

オ 内容

- ・保健師、主任児童委員、家庭児童相談員が家庭訪問等を実施
- ・定期的に乳幼児健康診査未受診者家庭訪問報告会、年4回実施

カ 実績

未受診者家庭訪問実施件数		単位：人		
区分	年度	3～4か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
	R 3	9	12	26
	R 2	24	17	15
	対比	−15	−5	11

キ 事業の経過

平成15年度 埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため3回中止

令和3年度 感染拡大防止のため3回中止

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診の家庭は虐待発生のリスクが高いため、家庭訪問等により状況把握に努め、必要に応じて関係機関と連携し、対応することが重要である。

4 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援していく。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊娠、就学前の乳幼児と保護者

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士、事務職員

オ 内容

乳幼児相談 年10回（健康福祉センター5回、公民館5回）

（感染拡大防止のためセンター1回、公民館4回中止）

身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児・歯科・母乳・栄養相談、公民館では育児・歯科・栄養相談を実施）

カ 実績

(ア) 健康福祉センター

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊娠					乳幼児			
			相談内容（延べ）					相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
R 3	4 6	6 7	0	0	0	0	0	4 3	2 7	3 6	1 9
R 2	4 8	5 6	0	0	0	0	0	3 1	2 3	3 1	1 3
対比	- 2	1 1	0	0	0	0	0	1 2	4	5	6

(イ) 金子・西武・東藤沢公民館

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊娠					乳幼児			
			相談内容（延べ）					相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
R 3	4 1	5 3	0	0	0	0	0	2 3	9	1 8	8
R 2	4 6	4 6	0	0	0	0	0	1 9	1 2	1 6	1 3
対比	- 5	7	0	0	0	0	0	4	- 3	2	- 5

キ 事業の経過

平成18年度 健康福祉センター、市民会館、公民館（東町、金子、西武）で実施

平成30年度 事業の見直しにより平成29年度からの『みんなの健康相談』は廃止。乳幼児相談のみの体制に戻し、健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施

令和2年度 感染拡大防止のため事業が9回中止（センター3回、公民館6回）

令和3年度 感染拡大防止のため事業が5回中止（センター1回、公民館4回）

ク まとめ

感染拡大防止のため、予約制で行った。健康福祉センター、公民館等の身近な場所で開催することにより気軽に相談ができ、保護者の育児に関する不安の軽減につながっている。

（2）オンライン母子保健相談

ア 目的

感染拡大防止のため対面や接触を避けて、また来所できない方への相談手段として、オンラインによる子育て相談を実施し、適切な助言や情報提供を行うことにより、育児不安や孤立を予防する。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊娠婦及び乳幼児の保護者

エ 対応者

助産師、保健師

地域保健課職員

オ 内容

- (1) 妊産婦の健康に関すること
- (2) 乳幼児の健康、子育てに関すること
- (3) 母子保健事業、予防接種に関すること

相談時間は1回30分、受付時間は月曜日～土曜日の午前9時～午後4時

カ 実績 単位：人

年度	区分	実人数
	年	
R 3	4	
R 2	2	
対比	2	

キ 事業の経過

令和2年度 オンライン母子保健相談事業開始

令和3年度 乳幼児健診対象者へニーズアンケート実施

ク まとめ

事業の利用者数が少ないため、周知状況と利用希望のアンケートを実施した結果、事業自体を「知らない」との回答が8割を超えた。また、事業の利用希望については約2割、利用希望しない理由としてオンライン相談で使用するアプリケーション操作への苦手意識があることが分かった。

今後は、事業の周知を強化すると共に、アプリケーションを利用したオンライン事業自体の普及を図り、新たな相談の手段として定着させていきたい。

(3) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、保護者の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

専門的な相談を必要とする児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

年12回 1人約50分の予約制

相談員が児の発達や育児、保護者の心配ごとに応じる。相談中は同室で保健師・精神保健福祉士が児の保育をし、必要時、児の様子を観察する。

カ 実績

(ア) 相談者数

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 3	3 9	4 0
R 2	4 6	4 6
対比	- 7	- 6

(イ) 主な相談内容（延べ）

単位：件

区分 年度	子どもの 言葉	子どもの 行動	母の 育児不安
R 3	1 7	1 8	6
R 2	2 3	1 0	1 8
対比	- 6	8	- 1 2

キ 事業の経過

平成13年度 子ども相談室事業を開始

令和2年度 コロナ禍による保護者の負担軽減を図るため、実施回数を6回増やし、計16回実施。感染拡大防止のため、2回中止。

令和3年度 例年通り12回実施

ク まとめ

土曜日開催は予約が埋まりやすく、就労をしている保護者などからの需要が高い。令和3年度は、新型コロナ感染を含む体調不良による突然の欠席が多かったため、令和4年度は、前日までに参加の有無を確認していく。

(4) 発育発達相談

ア 目的

運動機能又は精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施。また医療機関の紹介や療育の情報提供を行い乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

発達障害者支援法

入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

運動や精神面の発達に心配があると思われる児

エ　対応者

小児科医、心理相談員、言語聴覚士、保健師

オ　内容

年10回　1人約30～40分の予約制

保健師による計測と発達の確認、医師、心理相談員、言語聴覚士との個別相談

(小児科医が単独で対応もしくは、小児科医に加え心理相談員及び言語聴覚士が相談に対応)

カ　実績

単位：人

年度	区分	実人数	延べ人数
R3		32	33
R2		32	32
対比		0	1

キ　事業の経過

平成17年度　実施主体が狭山保健所から市へ移管され年7回実施

平成30年度　年10回実施

ク　まとめ

2歳代後半～3歳代の相談が多く、相談内容としては言葉の遅れや行動の心配が多くを占めた。保護者の不安に寄り添いながら、より実践的かつ専門的な指導が実施できた。

(5) 電話・窓口相談

ア　目的

妊娠婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努める。

イ　根拠関連法令

母子保健法

ウ　対象

妊娠婦及び乳幼児、育児に関することなど全般の相談

エ　対応者

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士

オ　内容

妊娠婦及び乳幼児の健康に関する相談に随時対応、受付時間は月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時15分

カ 実績 単位：人

区分 年度	窓口	電話	合計
R 3	1 4 3	9 5 2	1, 0 9 5
R 2	1 4 3	1, 2 3 4	1, 3 7 7
対比	0	- 2 8 2	- 2 8 2

キ 事業の経過

平成15年度 健康福祉センター開館に伴い、土曜日も対応

ク まとめ

健康全般に関する相談を随時受け付け、市民の不安解消を引き続き支援していく。令和2年度は、新型コロナにより電話相談が一時的に増加したが、令和3年度は例年通りの件数に戻った。

5 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が安心して出産や育児に取り組むことができるよう支援する。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～7か月の妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士

オ 内容

2日間1コースで年12回、個別対応

1日目	妊娠中の食事、ママと子どもの口腔ケア、これから育児 出産後の手続き・制度、実習(ミルク作り)
2日目 (土曜日)	妊娠中の過ごし方、母乳育児について、実習(沐浴・妊婦体験・ オムツ交換等)

力 実績

参加人数 (2日間コース)

単位:人

区分 年度	妊婦		夫		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 3	133	235	120	189	253	424
R 2	112	175	98	131	210	306
対比	21	60	22	58	43	118

参加人数 (個別対応)

単位:人

区分 年度	妊婦	夫	合計
	実人数	実人数	実人数
R 3	14	9	23
R 2	21	15	36
対比	-7	-6	-13

キ 事業の経過

平成15年度 初産婦を対象に、母親学級を3日間・1コースとして実施

その他、両親学級を2日間の実習（調理、沐浴、子育て講話）
で実施

平成18年6月～令和元年度 偶数月に「ワーキングパパママクラス」を
実施。

平成30年度 マタニティ・クッキングの廃止に伴い、3日目に試食を提
供

令和元年度 試食を廃止し、1日目に妊娠中の栄養、3日目に子育て情
報・これから育児に内容を変更

令和2年度 平日と土曜日の2日間で1コース、定員20組に変更し、
感染拡大防止のため、令和2年4月から6月までは中止。7
月から定員10組に縮小して再開し、定員満員となった月は、
急遽午後の時間帯でも開催。令和3年1月・2月は緊急事態
宣言のため、2日間コースを1日コースに変更し実施。希望
者には個別対応

令和3年度 平日と土曜日の2日間で1コース、定員15組に変更。希
望者には個別対応

ク まとめ

土曜日開催の内容は、夫も体験できる内容になっており、夫の参加率の高
さにつながっている。令和2年度より、平日と土曜日の2日間で1コースへ
変更となり、参加人数は増加している。併せて令和2年度から、市公式ホー

ムページに市公式 YouTube で沐浴、ミルクの作り方の動画を掲載し、教室参加者及び参加できない方への情報提供の場となった。

(2) 食育教室「はじめての離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

5か月～6か月の児（離乳食を始めるころ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年12回実施 1回約50分の2部制

離乳食の基本的な作り方について等の講話・質疑応答

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 3	118	251
R 2	85	163
対比	33	88

キ 事業の経過

平成21年度まで 3か月児健康診査と同時開催

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため3回中止。事業内容を変更し個別相談として実施

令和3年度 感染拡大防止のため定員を減らし集団指導再開

ク まとめ

初めて調理する素材の種類や離乳食の与え方、量、食物アレルギーのことなどを丁寧に伝え、離乳食に対する不安の軽減を図っている。感染拡大防止により試食は中止している。

(3) 食育教室「7か月からのもぐもぐ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

7か月～8か月の児（2回食ごろ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年12回実施 1回約25分の4部制

離乳食の2回食の進め方についての個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R3	84	180
R2	38	78
対比	46	102

キ 事業の経過

平成21年度まで 3か月児健康診査と同時開催

平成30年度 見直しにより、同日前半の回で「9か月のかみかみ離乳食」、後半の回で「7か月からのもぐもぐ離乳食」を実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため、4回中止。事業内容を変更し個別相談として実施

令和3年度 個別相談として継続実施

ク まとめ

2回食について子どもの発達に合わせた個別相談を中心に行った。短時間で保護者の不安が軽減できるよう通常の食育教室の講話の内容は資料を作成して渡した。

(4) 食育教室「9か月のかみかみ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

9か月～10か月の児（3回食ごろ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 未実施 1回約25分の2部制

離乳食の3回食の進め方についての個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 2	4 1	8 2

キ 事業の経過

平成30年度 見直しにより、同日前半の回で「9か月のかみかみ離乳食」を実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため、4回中止。事業内容を変更し個別相談として実施

令和3年度 7か月からのもぐもぐ離乳食個別相談形式実施に伴い、本事業は休止

ク まとめ

7か月からのもぐもぐ離乳食個別相談形式実施に伴い、本事業は休止。9か月頃からの離乳食に関しては9～10か月育児学級時に個別相談として対応した。食育教室の講話の内容は資料を作成して配布し、市公式ホームページにも掲載している。

(5) 食育教室「離乳食の話」in ほっとルーム（西武公民館）

ア 目的

子どもの発達に合わせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

　　母子保健法

　　食育基本法

ウ 対象

　　生後4か月～1歳ごろの児と保護者

エ 対応者

　　栄養士、保健師

オ 内容

　　年3回実施（6月、11月、3月）

　　月齢に応じた離乳食（作り方、進め方など）の個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R3	16	34
R2	12	23
対比	4	11

キ 事業の経過

　　令和元年度　　事業開始。感染拡大防止のため1回中止

　　令和2年度　　感染拡大防止のため、1回中止

　　令和3年度　　感染拡大防止のため、ほっとルーム実施会場とは別室にて
　　実施

ク まとめ

　　地区公民館を会場に、子育て支援事業との同時開催で事業を実施することで、子育て世代が気軽に参加できる事業であるが、感染拡大防止のため、別室にて対応した。月齢に応じた離乳食について説明を行う他、子どもの発達に合わせた個別の相談に対応することで保護者の不安の軽減を図っている。

（6）おいしくたべよう012さい

ア 目的

　　子どもの望ましい食習慣を育んでいくために、児童センターに集まった親子を対象に、食に関する情報、知識の普及・啓発を図る。

イ 根拠・関連法令

　　母子保健法

　　食育基本法

ウ 対象

　　児童センターに集まった親子

エ 対応者

栄養士、児童センター職員

オ 内容

年8回（感染拡大防止のため3回中止）

野菜の歌の手遊び、野菜等の紹介（野菜の栄養価、調理工夫等）、調理見本を示しながらレシピの紹介、資料配布

カ 実績 単位：人

年度	区分	参加人数
R 3		210
R 2		122
対比		88

キ 事業の経過

平成17年度 事業開始

平成29年度 地域保健課の事業として実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため児童センターが閉館し7回中止

令和3年度 感染拡大防止のため児童センターの集団事業中止に伴い、3回中止

ク まとめ

児童センターの事業「みんなであそぼう〇一二さい」実施前の短時間で、親子が野菜に親しみ、食に対する興味関心を高める機会となっている。感染拡大防止のため予約制の子育て支援センターが多い中、定員はあるが、当日予約なく参加可能であるため、比較的多い参加があった。

（7）赤ちゃんサロン～おやこでおでかけ～

ア 目的

子育ての孤立を防止するため、地域で支え合いながら子育てができるよう、同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士で、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね2～8か月児とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

年7回（1回はオンライン）

親子のふれあい遊び、子育て支援センターの案内、フリートーク、希望者には体重測定

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加人数
R 3		3 6
R 2		8 3
対比		— 4 7

キ 事業の経過

平成15年度以降 健康福祉センターを会場に年6回実施

令和元年度 会場を各地区公民館に変更

令和2年度 感染拡大防止のため、19回中止。開催場所に東町公民館を追加。希望者には体重測定を実施

令和3年度 感染拡大防止のため、25回中止。1回はオンラインによる実施

ク まとめ

感染拡大防止のために事業の中止が多かったため、次年度は感染拡大防止のためオンラインによる実施の体制を整えていく。

（8）9～10か月育児学級

ア 目的

心身の成長・発達の節目である生後9か月の時期に合わせた健康教育を行うことで子どもの健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。

イ 根拠法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね9～10か月児と保護者

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

年5回実施

計測、個別相談

カ 実績 単位：人

区分 年度	参加人数（児）
R 3	120
R 2	109
対比	11

キ 事業の経過

平成30年度 年6回実施、対象者を8～9か月に変更し、保護者を対象に健康増進目的で簡易血管年齢測定を開始

令和元年度 対象者を9～10か月に変更

令和2年度 感染拡大防止のため2回中止。新型コロナにより予約制の個別相談会に変更し、対象者には個別で案内を郵送

令和3年度 感染拡大防止のため1回中止。

ク まとめ

感染拡大防止のため予約制の個別相談会を継続し、必要時事業を中止した。個別の相談により、保護者のニーズに合った相談の場となっている。感染状況に応じて、集団指導の再開を考慮していく。

（9）2歳児歯科健診

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げ磨きの方法や習慣等を支援する。また、この時期にあわせた発育発達の相談ができる機会とし、親子がすこやかに成長できるよう支援を行う。

イ 根拠・関連法令

歯科口腔保健の推進に関する法律

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

入間市歯と口腔の健康づくり推進条例

ウ 対象

おおむね2歳3～4か月児

エ 対応者

歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、事務職員

オ 内容

年8回

歯科健診、フッ素塗布、身体計測（希望者のみ）、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 3	897	432	48.16
R 2	393	297	75.57
対比	504	135	-27.41

(イ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数 (本)	歯の状況							
		未処置 歯	処置歯	むし歯のない児			むし歯のある児		
O1型	O2型	不詳	A型	B型	C型				
R 3	17	17	0	357	68	0	6	1	0
R 2	6	5	1	255	36	0	5	1	0
対比	11	12	-1	102	32	0	1	0	0

キ 事業の経過

平成28年度 事業開始

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため7回中止

令和3年度 感染拡大防止のため4回中止

ク まとめ

むし歯にかかりやすい2歳の時期に歯科医師による歯科健診やむし歯予防に効果的なフッ素塗布等を行っている。ただし、令和3年度も感染拡大防止に留意し、計測（希望者のみ計測）や集団指導を行わず市民の滞在時間を短縮した。

(10) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな乳幼児とその保護者に対し、遊びを通した関わりの中で乳幼児の発育・発達を経過観察し、その乳幼児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

発達障害者支援法

ウ 対象

乳幼児健康診査、乳幼児相談などで、言葉の遅れや対人面・心理面などの特別な育児支援が必要であると思われる乳幼児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

年18回

親子遊び（感覚遊び、運動等）、母子分離（児は保育、母はグループ相談）

カ 実績 単位：人（児のみ）

区分年度	実人数	延べ人数
R 3	19	84
R 2	10	42
対比	9	42

キ 事業の経過

平成元年度 事業開始

令和2年度 感染拡大防止のため9回中止、定員を7組に変更

令和3年度 感染拡大防止のため2回中止、6回を個別相談に変更

ク まとめ

今後の方針決定が的確になされたことにより、必要なケースが療育につながっている。

（11）かるがもルーム

ア 目的

子育ての悩みがある母親に対し、親子遊びや話し合いを通して、健やかな母子関係作りを図れるように支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

育児不安があり、親子関係の構築において支援が必要と思われる親子

エ 対応者

心理相談員、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

年9回

親子遊び、母子分離（児は保育、母はグループディスカッション）

カ 実績 単位：人（親と児）

区分 年度	実人数	延べ人数
R 3	2 2	6 6
R 2	1 4	4 2
対比	8	2 4

キ 事業の経過

平成15年度 事業開始、年11回実施
 令和元年度 年14回実施
 令和2年度 1コース4回、年4コース16回に変更。感染拡大防止のため、3回中止
 令和3年度 感染拡大防止のため、全16回のうち7回中止し、個別相談として対応

ク まとめ

事業参加につながりにくく欠席率が高いと言う課題解決のため、令和2年度より1コース4回の講義形式へ変更したが、全4コース中2コースで参加者が集まらず7回中止となった。

参加者の感想からは、新たな気づきがあり満足度も高いことがうかがえるため、引き続き事業対象者へ丁寧な声掛けを行うとともに、4回全て参加できなくても参加者が満足を得られるプログラムの設定が必要である。

(12) 多胎児支援事業「ふたご・みつごの会」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦、0歳・1歳の双子・三つ子とその家族

エ 対応者

保育士、保健師、いるまファミリーサポートセンター職員

オ 内容

年1回

父母のフリートーク、保育、手遊び

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数(回)	参加延べ人数		
		妊婦	親	子ども
R 3	2	1	13	21
R 2	1	1	9	18
対比	1	0	4	3

キ 事業の経過

平成17年度 年1回実施

令和2年度 感染拡大防止のため1回中止

ク まとめ

妊婦や多胎児親子の交流の場である。多胎児の育児における不安や悩みの共有・解消の手がかりを得られる機会となっている。

6 家庭訪問事業

(1) 妊産婦訪問指導

ア 目的

妊産婦の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	妊婦		産婦		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 3	35	54	833	976	868	1,030
R 2	45	65	858	1,005	903	1,070
対比	-10	-11	-25	-29	-35	-40

キ 事業の経過

平成9年度 事業開始

ク まとめ

子育て世代包括支援センターの設置によって、妊娠届時から個々の状況に合わせた支援を行っている。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は、生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病的早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市未熟児養育医療指導実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用する未熟児と親

(イ) 上記に準ずる未熟児と親

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

(ア) 実施状況

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 3	29	32
R 2	12	17
対比	17	15

(イ) 出生の体重（各年度出生児数）

単位：人

出生体重 (g) 年度	~999	1, 000 ~1,499	1, 500 ~1,999	2, 000 ~2,499	2, 500 ~	計
R 3	3	2	13	4	7	29
R 2	0	2	3	1	6	12
対比	3	0	10	3	1	17

キ 事業の経過

平成19年度 県より移譲

ク まとめ

未熟児は入院期間が長く保護者の負担も多くなるため、個々の状態に合わせた支援を行っている。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いため、養育上必要な保健指導を行い、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な支援をする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市新生児・妊娠婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児、乳児

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

家庭訪問による新生児の健康状態の観察（体重測定含む）と保護者に対する指導、予防接種の案内と母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況

単位：人

区 分 年度	実件数	延べ件数
R 3	581	593
R 2	600	609
対比	—19	—16

キ 事業の経過

平成9年度 事業開始

平成29年度 産後うつ病質問票（EPDS）等アンケート開始

ク まとめ

新型コロナにより訪問を拒む家庭があり、件数は減少している。

(4) こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

新生児訪問を利用されなかった方（生後4か月までの乳児）を対象に、子育て支援の情報提供、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法

入間市こんにちは赤ちゃん事業実施要領

ウ 対象

新生児訪問利用を除く、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者

助産師、保健師、看護師

オ 内容

家庭訪問による養育環境の確認

母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況		単位：人
区分 年度	実件数	延べ件数
R 3	190	204
R 2	140	147
対比	50	57

キ 事業の経過

平成19年度 事業開始

ク まとめ

令和3年度も新型コロナにより新生児訪問より玄関先で対応するこんにちは赤ちゃん事業を希望する方が多かった。

(5) 乳幼児等訪問指導

ア 目的

乳幼児とその保護者の健康保持増進のため隨時家庭訪問し保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

乳幼児等とその保護者

エ　対応者

　保健師

オ　内容

　児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ　実績

　実施状況

　単位：人

年度	区分	
	実件数	延べ件数
R 3	1 7 5	2 6 4
R 2	2 2 5	3 1 8
対比	－ 5 0	－ 5 4

キ　事業の経過

　平成9年度　　事業開始

ク　まとめ

　幼児の発達に関する相談や育児不安の相談に対して、家庭環境を含めた個々の状況に応じた支援をしている。

（6）乳幼児の転入者家庭訪問事業

ア　目的

　入間市に転入した乳幼児とその保護者に家庭訪問を行なうことで、子育ての孤立化予防と乳幼児の虐待予防を図る。

イ　根拠・関連法令

　母子保健法、児童虐待防止法

ウ　対象

　入間市に転入した4歳未満の乳幼児のいる家庭

エ　対応者

　保健師

オ　内容

　転入の翌月に、予防接種予診票と子育て支援情報を持参し家庭訪問をする。

　乳幼児健診や予防接種状況を確認し、情報提供や個別支援につなげる。

カ 実績

実施状況 単位：人

年度	区分
	延べ件数
R 3	202
R 2	288
対比	-86

キ 事業の経過

平成30年度 2月、3月に試行期間として実施

令和元年度 事業開始

令和3年度 感染拡大防止のため、リスクの高い家庭を選択し訪問

ク まとめ

継続支援依頼のケースにも、早期介入のきっかけとなっている。

7 地域活動推進事業

(1) 母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母子保健地域組織育成事業について（平成7年4月3日児母第19号地域母子保健事業の実施について1（2））

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

(ア) 委託事業

a 母子保健事業の協力：乳幼児相談、BCG、両親学級、食育教室、2歳児歯科健診、赤ちゃんサロン

b 子育て支援事業：地域で親子のふれ合う機会をつくり、母子の健康と福祉の向上を図る。

c 育児体験事業：中学生に育児体験を提供することで、母性・父性を培うとともに、命の大切さを学び豊かな人間性を育むことを支援する。

d 三世代交流事業：高齢者と児童を含む地域住民の交流を通して、活力あふれる健全な地域づくりを推進する。

e 声かけ訪問事業：近隣の乳幼児から高齢者の方までに声をかけ、健康課題の発見や健康づくりを支援する。

(イ) その他

定例会での保健師セミナー

才 実績

(ア) 実施状況：令和3年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員	
乳幼児相談	公民館	受付 資料や体温 計配布 妊婦体験コ ーナー等	3回／28人／6人	
BCG	健康福祉 センター		6回／303人／12人	
両親学級			7回／129人／14人	
食育教室はじめて			8回／85人／16人	
食育教室もぐもぐ &かみかみ			7回／47人／14人	
2歳児歯科健診			6回／322人／6人	
赤ちゃんサロン			6回／31人／6人	
子育て支援事業	公民館・ 健康福祉 センター	親子遊びの紹 介、地域の親 子同士や愛育 班員との交流 等	37回／283人／111人	
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	3校／421人／71人	
三世代交流事業	公民館	三世代の交流 の場を作る	中止	
声かけ訪問事業	各地区	近隣の妊婦、 子育て中の親 への声かけ	45件	

(イ) 実施状況：令和2年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員	
乳幼児相談	公民館	受付、 資料や体温 計配布、妊 婦体験等	3回／46人／7人	
BCG	健康福祉 センター		6回／323人／12人	
両親学級			6回／98人／12人	
食育教室はじめて			5回／48人／10人	

食育教室もぐもぐ &かみかみ		婦体験コー ナー等	5回／48人／10人
2歳児歯科健診			5回／297人／5人
赤ちゃんサロン			13回／83人／13人
子育て支援事業	公民館	親子遊びの紹 介、地域の親 子同士や愛育 班員との交流 等	15回／156人／111人
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	2校／265人／8人
三世代交流事業	公民館・ 健康福祉 センター	三世代の交流 の場を作る	中止
声かけ訪問事業	各地区	近隣の妊婦、 子育て中の親 への声かけ	39件

(ウ) 班員数

単位：人

年度 支部名	R 3	R 2	対比
本部	4	4	0
豊岡第一	10	10	0
豊岡第二	19	21	-2
東金子	26	25	1
金子	30	32	-2
宮寺	25	31	-6
二本木	8	8	0
藤沢	17	20	-3
東藤沢	16	17	-1
小谷田1丁目	7	7	0
西武	11	12	-1
合計	173	187	-14

カ 事業の経過

昭和15年	金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始
昭和30年代後半	宮寺・東金子・藤沢・角栄・角栄西が活動開始
昭和42年	西武が活動を開始
昭和43年	7地区が統合し、入間市母子愛育会が設立。後に、豊岡第一・豊岡第二・二本木も活動を開始
平成14年	小谷田1丁目が活動を開始
平成25年	東藤沢東部・東藤沢西部が合併、東藤沢支部として活動を開始
平成28年	西武支部が活動再開

キ まとめ

感染拡大防止により中止とした事業もあったが、感染予防対策を講じながら本部、各支部子育て支援事業を実施することができた。

青少年育成事業については、学校協力のもと感染予防対策、内容の見直しを行い、3密を避けた体制で実施ができた。今後も感染対策を行いつつ、活動を行っていく。

8 団体育成事業

(1) 地域の育児サークル

ア 目的

子育て中の親が、仲間と集まり情報交換などをすることで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

市内在住の4歳未満（年少児以下）の児をもつ親子

エ 対応者

職員

オ 内容

プレイルームの貸出し（予約制）1日5枠 1枠1時間30分

転入者など希望者へ既存の育児サークルの紹介

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
R 3	1	0
R 2	8	0
対比	- 7	0

キ 事業の経過

平成 15 年度 プレイルームの貸出しを開始

令和元年度 各地区公民館で赤ちゃんサロンを開始

令和 2 年度 感染拡大防止のため貸出中止・多胎児サークルのみ貸し
出し継続し、令和 2 年度末で登録・利用を終了

ク まとめ

令和 2 年度末で登録・利用を終了した。多胎児サークルについては、集ま
れる場所が限られるため、令和 3 年度以降も特例として利用を許可したが、
令和 3 年度の利用はなかった。